

< 対応記録 >

所長	次長	総務課長	建築住宅課長	都市計画課長	課長	担当

以下の内容を報告します。

- 1 日時
平成 15 年 2 月 14 日 (金) 13:30 頃
- 2 来所者
[REDACTED]
- 3 対応者
熱海土木事務所都市計画課 [REDACTED]
- 4 内容等

(1) 経緯

違反造成の疑いにより弁明の機会の付与、開発許可所得地における施行内容について報告要求を通知済みの [REDACTED] であるが、報告要求の内容については予め FAX 送信してあったことをうけ、申請書上の現場責任者である [REDACTED] が説明に来所した。

(2) 内容

① 無許可で造成を行ったとみられる箇所について

(土木事務所)

開発許可取得地のそばの、土を採取するだけで緑化し、宅地にはしないと
いう話であった箇所が宅地状に造成され、ペンション用地との看板まで建っ
ている。明らかに都市計画法違反だと思われ、非常にマズイ事だと考えてい
る。

[REDACTED]
融資を受けるため、地目を宅地にする必要があった。法務局の現況確認を
クリアするために、看板を立て、一部に芝張りをしてしまった。現時点であ
そこを宅地として使用したり、販売したりはしない。看板は撤去するし、風
致の許可をとった状況にこれから持っていく。勿論、建築はしない。

(土木事務所)

現況山林、地目も山林・原野であった箇所を造成し、地目を宅地にしたと
いうのは明らかに開発行為である。

[REDACTED]
弁明書を作成し、提出するので、それを見て判断して欲しい。

(土木事務所)

了解したが、あの箇所の工事等を止めるように命令する文書を出す可能性
も踏まえての、今回の「弁明の機会付与の通知」であることは承知しておい
て欲しい。

② 施行状況について報告を求めた許可取得済の土地について
(土木事務所)

現地調査を行った際に、適切な施行が行われていないと思われる箇所があり、また、ナンバーの無い車両等の不審物があったりしたために今回の報告要求となった。

報告要求のあった施行状況の写真等については、現在、現像・整理を行っているので提出できると思う。

また、ガラス破砕層については歩道の舗装に使用するつもりで搬入したものであり、産業廃棄物ではない。

プレスされた状態で行為地にある車は、現在処理業者を探しているだけであり、適正に処理を行うつもりである。また、ダンプについてはオークションで安く購入し、仮車検をとった状態の物を持ちこんだ。区域内のみの運搬に使用するためなので、持ちこんだ後でナンバーを外した。

(土木事務所)

いずれにしても、今回報告を要求した資料等は、完了検査を行う際には必ず必要となるものであり、適正な施行のために必要となるものである。

現地を見た結果、施行状況の確認が必要であるところでは判断し、文書により正式に報告を求めたものである。設計者・施工者の方でこちらの要求を満たせると考えた資料等を全て取り揃え、文書で正式に回答して欲しい。

こちらとしても、工区分けの変更許可申請をし、工事が終わった箇所について検査済証を得たいと思って動いているところである。工事内容についての資料は用意できると思うので、きちんと提出する。

(土木事務所)

変更許可・完了検査がどうというよりも、今現在の施行状況に問題があるのでは、と考える今回の通知である。まず、報告要求に対する報告を適切に行うことを考えて欲しい。

なお、内容が適切かどうかについては、提出されたものを見て判断することとなる。

了解した。報告要求に対する報告を優先する。